

(設置)

第1条 滝沢市テニス協会（以下「市テニス協会」という。）は、滝沢市に居住しており、かつ、滝沢市立の小・中学校に在籍しているジュニア（中学生以下）の活性化、育成及び強化を図ることを目的とし、ジュニア選手強化・育成基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金に積み立てる額は、毎年度の収入支出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、収入支出予算に計上して基金に編入するものとする。

(基金の助成対象項目)

第5条 基金により助成する項目（以下「助成項目」という。）は、次のとおりとする。

2 各助成項目において、他の補助金等制度がある場合はその制度を優先するものとし、対象から除くものとする。

(1) 全国大会及び東北大会参加費用

ジュニアの大会に限らず、全国大会及び東北大会へ参加する場合について、参加費用のほか下記の項目についても、2分の1を助成する。

なお、団体戦において引率が必須の場合は、2人まで同様の扱いとし、個人戦の場合は、選手1人に対し保護者等1人とする。

ア 宿泊費 1人1泊あたり4,000円を上限とする。

イ 交通費 開催地までの公共交通機関の費用を対象とし、1人1回あたり10,000円を上限とする。

なお、自家用車で移動した場合の交通費のうち、所在地と開催地間の高速道路運賃料のみを対象とし、開催地到着後の開催地市町村内での交通費は対象外とする。

また、開催地までの移動にバスを借り上げた場合は、借上料総額（借上料＋高速道路運賃料）を対象とする。

(2) ジュニア強化費用

ア 強化練習会に係る費用 岩手県テニス協会より指名されて参加する場合の2分の1を助成する。ただし、自主参加は対象外とする。

イ 開催地が宿泊や交通費が伴うと判断される場合は、上記（1）大会参加費用に準じるものとする。

ウ 講師謝金 本会が主催又は共催等関係する場合を対象とする。

エ 会場借上費 本会が主催又は共催等関係する場合を対象とする。

(3) その他会長が認める経費

(基金の造成)

第6条 基金の造成は、滝沢村テニス協会設立20周年記念事業費積立金の一部を、総会の承認を得て基金に組み入れるものとし、基金として積み立てるものは次のとおりとする。

(1) 市テニス協会予算からの繰入金

(2) 市テニス協会が主催する大会における大会参加費の一部

ア シングルス 1人 100円

イ ダブルス 1組 200円

ウ 団体戦 1チーム 500円

(3) 第7条による寄附金

(4) その他会長が認めるもの

(寄附金の受け入れ等)

第7条 寄附金の受け入れは随時行うものとする。

2 寄附金は、寄附金申込書（様式第1号）により受け付けるものとする。

3 寄附者からの電話又は電子メール等の手段によって寄附申込書に記載すべき内容が確認できるときは、当該寄附者に代わって申込書を作成することができるものとする。

4 寄附金の受け入れ方法は、次のとおりとする。

(1) 郵便振替

(2) 現金書留

(3) 直接払い

(基金の取崩し)

第8条 基金の取崩しは、第5条の助成項目について行うものとする。

第9条 基金は第5条の助成項目の実施に要する経費に充てる場合を除き、これを取り崩してはならない。

(勘定科目)

第10条 基金は、助成項目を明示した勘定科目を設け管理しなければならない。

(会計報告)

第11条 会計報告を毎年市テニス協会総会で報告、承認を得るものとする。

(助成金交付の手続き)

第12条 基金による助成金の交付の手続きは、次のとおりとする。

(1) 交付申請は、「滝沢市ジュニア選手強化・育成基金助成申込書兼請求書」(様式第2号)に開催要領(参加料が明記されているもの)の写しを添付し、市テニス協会に提出するものとする。

(2) 参加後は、「滝沢市ジュニア選手強化・育成基金助成報告書」(様式第3号)に領収書(あるいはそれに代わるもの)及び関係書類(大会成績等)を添付し、市テニス協会に提出するものとする。

(3) 交付申請時の内容と報告時に変更があった場合は以下のとおりとする。

ア 予定参加人数が増となった場合

人数が増となったことが分かる書類を提出することで、追加交付する。

イ 1人当たりの参加料が増となった場合

金額が増となったことが分かる書類を提出することで、追加交付する。

ウ 予定参加人数が減となった場合及び1人当たりの参加料が減となった場合

市テニス協会に返納する。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この基金は、平成21年3月14日から施行する。

附 則

この基金は、平成26年3月23日から施行する。

附 則

この基金は、平成28年5月1日から施行する。

附則

この基金は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この基金は、令和6年4月1日から施行する。